

●中小企業組合検定試験

平成28年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げたAからCは「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」の条文である。内容が正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。なお、条文は全文ではないものがあるが、ここに記載の内容をもって判断すること。

A. 中小企業等協同組合法(基準及び原則)

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

2・3項 略

B. 中小企業等協同組合法(加入の自由)

第十四条 組合員資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、またはその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

C. 中小企業団体の組織に関する法律 協業組合(組合員となる資格)

第五条の五 協業組合の組合員となる資格を有する者は、中小企業者及び定款で定めたときは中小企業者以外の者であって、加入の際及び加入後に定款で定める事業の全部又は一部を営むものとする。

解答は、10ページをご覧ください。

組合士の受験に関するお問い合わせは、中央会 企画情報課までお気軽にどうぞ!



組合運営
あれこれ
Q&A

出資証券紛失の際の取扱いについて

Question

組合員が、出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続きをしたらよいでしょうか。

Answer

協同組合等の出資証券は一般の有価証券とは性格を異にし、組合と組合員との間における特定契約に基づく法律行為についての証書です。これを紛失した場合でも組合に対しては、たとえば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱いと同様に、組合員から組合に対して紛失届を提出させて、それについて組合は新たに出資証券を再交付するだけの手続きで十分足りります。紛失した証券に対する公示、催告の手続きは一切必要ありません。

また、その紛失した証券を他人が拾得した場合、たとえば、拾得者が組合員であって、その証券に対する払戻請求をしようとしても組合員の持分譲渡は組合の承諾を得なければ他の組合員にこれを譲り渡すことができない(中協法第17条)こととなっておりますので、このような場合の払戻請求は無効となります。